

# 川 藤

No. 111

## 「確定申告」 新春 特集 号

平成30年2月1日

### 若松税務署管内税務推進協議会会報

兼人  
編集  
発行  
編者

遠賀郡水巻町頃末南3丁目19-25

近藤 邦雄

(201)5591



### 高塔山裏道

高塔山から藤の木方面に下る分れ道が三叉路になったところに、目じるしのように二本の木が立っている。

この道を私をはじめ通ったときからもう二十年以上にもなるのにまだ健在で、冬は裸になっているが、夏がくると生まれ変わったように緑の葉をふさふさ付けている。木の名をたずねてみるが知らぬ人ばかり、あまり関心も無さそうだ。此処から南面の眺望は、皿倉連山・洞海若戸大橋を配してすばらしい。

昔の梨山がすぐそばにあるが、開発が進んで沢山あったからたちの茂みももうほとんどが姿を消し、あの白い花も気をつけていないと見ることが出来ない。

車の往来もこのごろめつきり多くなり、日ごとに新しい家の建築が進んでいる。私はこのごろ、此処を通る度に峠のシンボルのようなこの二本の木が、いつ消されてしまうことだろうと思うようになった。

絵文 片山 正信氏

(昭和55年7月31日発行)

若松版画散歩より)

税理士会	若松支部
若松納貯連合会	
(公社)若松法人会	
若松青色申告会	
若松税務相談所	
中間商工会議所	
若松商工会	
水巻町商工会	
岡垣町商工会	
遠賀町商工会	

# 初春の「あひろ」



若松税務署長  
八代 達哉

新年明けましておめでとうございます。若松税務推進協議会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、「税を考える週間」行事をはじめ税務行政に対しまして、深いご理解と格別の御支援を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、ICT化の進展や経済取引のグローバル化とともに、様々な税制改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境は大きな変革期にあります。

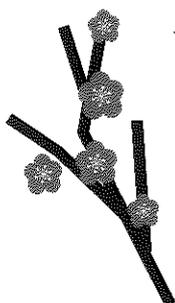
なお、来年10月からの消費税率10%への引き上げ及び軽減税率制度につきましては、円滑な実施に向けて事業者の皆様方に制度の内容を十分に理解していただき、自ら適正な申告・納付を行っていただくよう、制度の周知や広報及び丁寧な相談対応に取り組んでいく所存です。

また、2月16日(金)から平成29年分の確定申告が開始されますが、本年も「自宅等からのICTを利用した申告」及び「マイナンバー制度の定着」に取り組みでまいりますので、是非「e-tax」や国税庁のホームページの「確定申告書作成コーナー」を活用した申告をお願いいたします。

重ねて、納付につきましては、「振替納税」の利用をお願いいたします。

おつて、若松税務署における申告相談は、2月16日(金)からとなっておりますので、税務署へお越しの際は御留意ください。

最後になりましたが、本年が会員の皆様にとつて飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



若松税務推進協議会会長  
近藤 邦雄

平成三十年の年頭に当たり、税務推進協議会の会員の皆様にご祝詞を申し上げます。

昨年は、七月に九州北部豪雨により、福岡県の朝倉市、東峰村、大分県の日田市に甚大な被害が発生しました。被災地には、早くから多くの方々が発援活動を行い、早い復旧を目指しました。現在も行方不明者がおられますが、一昨年の熊本地震の復興も含めて、行政の早い対応を望む次第です。

一方、面白い話題としては、四月に、火星と木星の軌道間に存在する小惑星の一つが「岡垣町」と命名されました。

これは、岡垣町が、北斗七星が水をくむような姿「北斗の水くみ」を見ることができると世界的にも珍しい場所であり、町を挙げて観望会に取り組んでいることを知った、札幌在住のアマチュア天文家の渡辺和郎さんが命名しました。皆さんも機会があればご覧になったらいかがでしょうか。

また、岡垣町に隣接する宗像においても、沖ノ島と関連遺産群が世界遺産に認定されました。当初は沖ノ島のみでしたが、関係者の方々の努力により、関連を含めて認定されたことは非常に喜ばしいことです。

経済においては、九月の景気動向指数で、二〇二一年十二月に始まった、景気の拡大期間が五ヶ月となり、戦後二番目の「いざなぎ景気」を抜いたという報道もあり、回復の兆しが見えているようです。

税制面においては、三十年度改正においては、個人所得課税の見直しや事業承継税制の拡充などが織り込まれていますが、スムーズな事業承継ができる税制となるように期待するところであります。

最後になりましたが、本年が会員の皆様にとってよき年であることを祈念しまして、新年のあいさつとさせていただきます。

## 納税は、便利な口座振替をご利用ください！

### ◎ 納税額がある場合

#### 納付書で納付される場合の納付の期限

申告所得税及び復興特別所得税	平成30年 3月15日(木)
贈与税	平成30年 3月15日(木)
消費税及び地方消費税	平成30年 4月2日(月)

○ 申告書提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

#### 振替納税を利用される場合の振替日

申告所得税及び復興特別所得税	平成30年 4月20日(金)
消費税及び地方消費税	平成30年 4月25日(水)

- 申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。
- 新規に振替納税を利用される場合は、「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を納付の期限までに所轄税務署へ提出してください。
- ※ 提出日より所轄税務署が変わった場合や、振替納税で指定している口座を変更する場合は、新たに提出する必要があります。
- 残高不足等で振替納税できなかった場合は、延滞税がかかる場合がありますので、振替日前に預貯金残高をご確認ください。
- 領収証書は発行されませんのでご注意ください。

国税の納付手続には、振替納税のほか、電子納税やクレジットカード納付などがあります。詳しくは国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

# ～税務署からのお知らせ～

## 医療費控除を受けるための手続きが変わります!!

### 医療費の領収書が提出不要となりました

- ◎平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。

(明細書は国税庁ホームページ「作成コーナー」で作成できます。)

- ※医療費の領収書は自宅等で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

- ※明細書に関するご質問は、最寄りの税務署にお電話でお問合せできます。

(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

## ～ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます～

若松税務署 (093) 761-2536

ご用件に応じて番号を選択してください。

確定申告に関する  
お問合せ



「0」番をプッシュ【平成30年1月12日から3月15日まで開設】  
所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関するお問合せ  
【確定申告テレホンセンターの担当者におつなぎします。】

国税に関する一般的な  
お問合せ



「1」番をプッシュ  
【電話相談センターの担当者におつなぎします。】

## 確定申告会場は、2月16日(金)から開設します

所得税・贈与税の申告と納付は 平成30年3月15日(木)まで

個人事業者の消費税の申告と納付は 平成30年4月2日(月)まで

- ・会場開設当初と申告期限間近は、特に混雑することが予想されます。
- ・混雑状況により早めに申告会場の受付を終了する場合があります。

### 【確定申告会場】

会場

若松税務署(若松港湾合同庁舎内)

〒808-8606 北九州市若松区本町1丁目14番12号

期間

平成30年2月16日(金)から

平成30年3月15日(木)まで

(※土・日曜日は休みとなります。)

受付

午前9時から午後4時まで

※ 税務署の駐車場は狭いので、申告会場にお越しの際は公共交通機関又は周辺の有料駐車場をご利用ください。



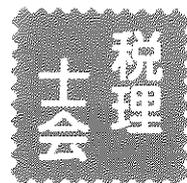
※ 2月18日・2月25日の日曜日に限り、右記の会場で申告会場を開設します。  
(若松港湾合同庁舎では、申告会場を開設していませんので、ご注意ください。)



AIM(アジア太平洋インポートマート)ビル3階  
北九州市小倉北区浅野3-8-1  
※JR小倉駅(新幹線口)北口から徒歩約5分

## 【平成29年度開催の租税教室】

○H29. 9. 9 山鹿小学校 講師：宇野税理士	○H29.11.18 猪熊小学校 講師：宇野税理士
○H29.12. 7 中間東小学校 講師：中尾税理士	○H29.12.13 中間東小学校 講師：中尾税理士
○H29.12.15 古前小学校 講師：山口税理士	○H30. 1.10 中間南小学校 講師：中尾税理士
○H30. 1.11 底井野小学校 講師：中尾税理士	○H30. 1.11 浅木小学校 講師：田口(真)税理士
○H30. 1.17 芦屋東小学校 講師：岩永税理士	○H30. 1.19 江川小学校 講師：宇野税理士
○H30. 1.24 伊左座小学校 講師：宇野税理士	



## 税理士会若松支部

(五十音順)

氏名	事務所所在地	電話	氏名	事務所所在地	電話
穴井 秀幸	遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号	283-2445	田口 真崇	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号 田口和博税理士事務所	741-5775
石田 光明	〃 戸切1387	281-5005	竹内 清二	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
石田 義英	中間市中央2丁目5番23号	245-6748	竹内 治美	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
市川 裕通	北九州市若松区高須東4丁目5番8号	742-6669	藤堂 信司	中間市小田ヶ浦1丁目1番17号	090 8625-7000
伊藤 道夫	中間市弥生1丁目14番43号	245-4372	時永 昌和	北九州市若松区白山1丁目18番6号 アイビル2F	751-0030
岩田 登	中間市小田ヶ浦2丁目3番28号	244-4631	中尾 寿子	遠賀郡岡垣町東山田1丁目 1番14-201号	282-2825
岩永龍太郎	遠賀郡岡垣町旭台2丁目1番14号 ディアコート A-2	555-7985	中村 誠	北九州市若松区東二島5丁目9番 22-207号	791-6877
宇野 耕一	〃 水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号	201-1671	中村 淑恵	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
瓜生 昭徳	北九州市若松区青葉台東1丁目10番6号	742-0166	南郷 秀幸	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目1番5号	283-0283
大津 康裕	〃 東二島5丁目14番69号	980-4425	西澤 勉	〃 東山田1丁目10番40号	282-5792
大庭 祥功	〃 本町3丁目2番23号	751-3021	二宮 良則	〃 大字高倉713番地1	283-4393
岡部 勝成	〃 大字大鳥居425番地	741-4403	仁部 義宏	中間市岩瀬1丁目8番1号 東海倶楽部(附) 203号	246-1703
小野 益博	〃 桜町3番9号	751-0551	能美 雅昭	北九州市若松区中川町3番25号	751-0705
片山 和博	遠賀郡水巻町梅の木団地41番17号 K&Kビル2F	203-3001	野上 昭子	遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号 野上浄治税理士事務所	553-0290
加藤 博道	〃 頃末北1丁目4番1号	202-3560	野上 浄治	〃 野間2丁目2番4号	553-0290
工藤 泰則	中間市中間3丁目18番5号	246-1685	野末 昌資	〃 旭南17番6号	283-4027
倉地 和敏	遠賀郡岡垣町南高陽6番12号	282-2496	濱崎 恭	北九州市若松区本町3丁目11番1号 ベイスайдプラザ若松本館4F	761-6993
古後 和弘	北九州市若松区鴨生田3丁目14番5号	791-5881	原 和枝	遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号	201-6461
小林 香織	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	樋口 之春	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	741-5556
近藤 邦雄	〃 水巻町頃末南3丁目19番25号	201-5591	久野 靖典	中間市桜台2丁目14番5号	244-5608
坂口 充笑	中間市大字下大隈1703番地	244-4451	深田 満子	遠賀郡岡垣町大字高倉575番地	283-2345
坂口 誠一	北九州市若松区高須西2丁目5番16号	741-1950	古津 剛	〃 遠賀町松の本5丁目10番18号	293-3945
坂根 洋輔	〃 鴨生田4丁目6番18号	777-4115	堀江 祐治	北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号	741-2765
澤田 一弘	〃 青葉台西5丁目17番2号	555-1894	松田 剛和	遠賀郡遠賀町旧俣1丁目4番7号	291-5601
白石 哲則	遠賀郡遠賀町大字上別府594番地	293-9278	武藤 淳	中間市東中間2丁目19番28号	245-1600
鈴木 良樹	中間市鍋山町1-1 通谷グリーンハイツ2F	245-7121	山口 徹也	北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階	616-8218
須山 博文	〃 通谷3丁目30番16号	555-8533	山根 慎一	〃 高須南5丁目1番13号	741-3205
副田 義男	北九州市若松区二島6丁目4番55号 第5竹ビル3階	701-3567	山本 雅男	〃 白山1丁目7番3号	771-4355
高司 靖	中間市岩瀬西町4番39号	245-5491	横山 了子	中間市通谷1丁目19番33号	090 7983-9766
田口 和博	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目 5番1号	741-5775	吉田 秀樹	〃 鍋山町16番1号	245-5857

## 税理士法人

名称	事務所所在地	電話
税理士法人 竹内会計	北九州市若松区白山1丁目9番4号	761-4125

**税務  
相談所**

**税務相談所は  
税のアドバイザーです!**

帳簿のつけ方が  
わからない

忙しくて  
人手が足りない

税務署に行くのが  
苦手だ



**案ずるよりは まず相談**

**税務相談所とは……**

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知りになりたい方は、  
(下記の)  
各税務相談所へ



**会費等について**

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
  - ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
- 但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい
- ③ 各種手数料……実費程度

**〔若松税務署管内の税務相談所〕**

<b>若松税務相談所</b>	若松区本町三丁目11-1 ベイスайдプラザ若松本館4F (電話) 771-3726番(代)
<b>中間税務相談所</b>	中間市長津一丁目7-1 中間商工会議所内 (電話) 245-1081番
<b>芦屋税務相談所</b>	遠賀郡芦屋町中の浜9-52 芦屋町商工会内 (電話) 222-2111番
<b>水巻税務相談所</b>	遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7 水巻町商工会内 (電話) 201-7551番
<b>遠賀税務相談所</b>	遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18 遠賀町商工会内 (電話) 293-0165番
<b>岡垣税務相談所</b>	遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36 岡垣町商工会内 (電話) 282-0294番

## 県税だより

### ◆自動車税についてのお知らせ

こんなときは必ず運輸支局または自動車検査登録事務所で手続きを

- (1) 自動車を手放す場合・譲り受ける場合  
必ず移転、又は、抹消登録の手続きをしましょう。  
自動車を譲渡したり下取りに出したりする時、または自動車を友人や知人から譲り受ける時に、登録がそのままだと、前の所有者に自動車税がかかります。
- (2) 壊れて動かなくなった自動車を持っている場合  
一日も早く抹消登録の手続きをしましょう。  
手続きをすれば、翌月から3月までの月割りの税額が減額されます。  
手続きを行わなければ、いつまでも自動車税がかかります。車検切れで使用しなくなった時や、解体したときも同じです。
- (3) 引越をした場合  
必ず住所変更登録の手続きをしましょう。  
住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

### 自動車税のグリーン化税制による重課について

自動車税のグリーン化税制とは、自動車の排気ガスによる地球環境汚染及び地球温暖化等への影響に着目したもので、環境へ与える負荷の大小により、自動車税額を高くしたり(重課)低くしたり(軽課)するものです。

このうち重課については、ガソリン車・LPG車は新車新規登録から十三年、ディーゼル車は十年を超えると標準税率に概ね十五%加算されます。

お問合せ先

福岡県北九州西県税事務所 自動車税係

Tel 093(662)9312

## 市町村税だより

### 住民税の申告は忘れずに!

#### 1 申告が必要な人

平成30年1月1日現在、市(町)内に住所があり、平成29年中に所得があった人(ただし2に該当する人を除く)。

#### 【申告対象者の主な例】

- ・事業所得や不動産所得がある人。
- ・平成29年中に退職した人で、再就職していない人。
- ・給与所得者で、平成29年中に給与以外の所得があり、それが20万円以下で「所得税」の確定申告が不要な人。
- ・平成29年中の公的年金等の収入金額が4百万円以下で、同年中に公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、それが20万円以下で「所得税」の確定申告が不要な人。
- ・雑損控除、医療費控除及び寄附金税額控除などを受けようとする人。

#### 2 申告が必要でない人

平成29年分の「所得税」の確定申告をした人。  
平成29年分の所得が給与所得だけで、勤務先から市役所(町役場)に給与支払報告書が提出されている人。(不明の場合は勤務先へ問い合わせてください)。

#### 3 申告に必要なもの

①申告書と印鑑 ②所得を証明できる書類や帳簿等(源泉徴収票や給与支払証明書など) ③生命保険料、地震保険料、長期損害保険料の控除証明書 ④寄附金受領証明書、医療費通知、医療費控除の明細書、国民健康保険・介護保険・国民年金等の領収書または控除証明書など ⑤身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など。

#### 4 平成30年度から適用される主な税制改正

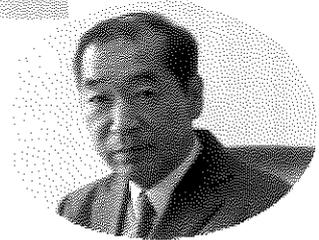
・県から指定都市への税源移譲(所得割税率の改正)  
北九州市(北指定都市)に住所を有する方の県民税所得割の税率が2%(改正前4%)、市民税所得割の税率が8%(改正前6%)となります。  
・上場株式等の配当所得に係る個人住民税の課税の特例  
確定申告において、特定配当等の申告をした場合でも住民税の申告においては、納税義務者の意思で、所得税と異なる申告をすることができるようになりました。  
注:この改正は平成29年度からで、各市町で期日等の詳細が異なることがあります。

●お問い合わせ)相談は、平成30年1月1日現在にお住まいの住所地の税務担当課へ

- 若松区役所 ☎七六一四一八二(直通)
- 中間市役所 ☎二四六一六三三(直通)
- 芦屋町役場 ☎二三三〇八八(内線一四五)
- 水巻町役場 ☎二〇一四三三(内線一一・一一二)
- 岡垣町役場 ☎二八二二二二(内線二七・二七二)
- 遠賀町役場 ☎二九三二二三四(内線二四・二八六)

# 法人会

## 謹賀新年



岡本会長

新年明けまして、おめでとうございませう。新春を迎え、謹んで会員の皆様をはじめ、ご家族の皆様にお慶び申し上げます。旧年中は役員並びに会員の皆様方には、会活動の充実と発展に多大なご尽力をいただきまして心から厚くお礼を申し上げます。

昨年を顧みますと国内経済はアベノミクスによる大胆な金融緩和を背景に大幅な円安株高を実現した半面、円安の効果は家計や中小企業に大きな負担となった厳しい年でもありました。さて、私も若松法人会は「よき経営者を目指す者の団体」として、また民間における税のオピニオンリーダーとして様々な活動を行ってまいります。

特に北九州地区の青年部会が中心となった、熊本地震災復興祈念イベント「応援するつちや熊本」は小倉北区「勝山公園」に2万2千人の観客を集め、チャリティ募金380万円を熊本県へ寄贈することができました。

また、広報委員会が中心となり、毎月第2火曜日の11時から1時間、エーステーションひびきにおけるFMラジオ「明日への扉」を放送し、税に関する広報や地元の話をお届けしました。

その他「青年部会・女性部会が中心となり、小学校6年生の児童を対象にした「租税教室」と「絵葉書コンクール」を開催し、子どもたちに税の大切さの啓蒙活動に努めました。

これらの諸行事が地域の皆様に貢献できたのは、ひとえに役員をはじめ会員の皆様方のご尽力あつてのことと存じます。

結びにあたり、今年も新しい年が明るく、輝かしい年となるよう切望するとともに、会員の皆様方の事業がますますご繁栄することを心から祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。

### 中学生の「税についての作文」

若松法人会 会長賞  
速賀町立速賀中学校三年 田代 美羽

#### 「あたり前」ってあたり前？

「税とは何か。」と聞かれたとき、何を思いうかべるだろうか。「税金は何に使われているか。」と聞かれたとき、バツと思いつくものがあるだろうか。税とは、私達からすると何の関わりもないように思えるが、実際は私達が生活するうえで大変関わりの深いものなのだ。

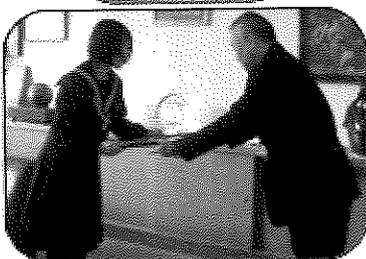
私達が日頃使用しているこの教科書、これは税で作られている。教室の机やイス、校舎の建設・改装、毎日のおいしい給食、これらも全て税によって普及され、今ではあたり前になっている。私達の楽しい学校生活は税に支えられているのである。税金は、私達の生活の中でまだまだ活躍している。市区町村の図書館や公立の美術館・博物館の運営、宇宙開発や科学技術の研究など、幅広い分野で私達の生活を豊かで良いものにしてきている。

その税金の役割の中で、私が一番驚いたのは「子ども医療費助成制度」だ。初め、税について知らなかった私はこの制度を知った時は「ラッキー」と思っていた。なぜかという、もちろん「無料」で受診できるからだ。この制度がなければ、受診するだけでお金がかかる。だから私は「ラッキー」だと思っていたのだ。

しかし、この制度は決して「お金がかからない」訳ではないことを知った。もちろん、教科書も、校舎の建設・改装も、給食も……。私達のために一生懸命働いて、日本のために税金を納め

てくださっている人がたくさんいるのだ。税金は待つていたって集まらない。必ず、誰かが汗水たらして働いた後に、税金が集まる。納められる。私達が今まで「無料」だと思っていたものたちの陰には、裏から支えるたくさん人の姿があるのだ。そのことを決して忘れてはいけない。私は思う。

最後に、今日も私の町の図書館は開いている。学校にはたくさんさんの生徒が登校してくる。こんなあたり前のことがあたり前のようにできるのは、すべて私達を支えてくれる税金のおかげでもあると思う。新学期になったら教科書はあたり前にもらえるもの、給食はあたり前においしいもの、小中学生の受診が無料なのもあたり前なのだろうか。いや、全てあたり前なんかじゃないのだ。税金を納めてくれる人がいて、私達がいるのだ。それはもちろん、税金が全てという訳ではないのだが、税金がなければ、私達の生活は成り立たないだろう。その他にもたくさんの方が税によって支えられている。それらがいつも「あたり前」であることに感謝の気持ちを忘れず、大切に使うべきだと私は思っている。



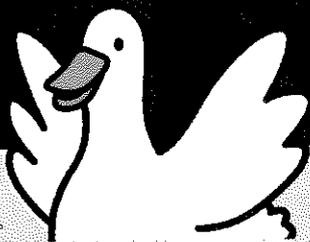
病気やケガで働けなくなったときの

### 給与 サポート保険

病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで\*  
月々の収入をサポートします

\*保険期間が60歳満期の場合、65歳満期もあります。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です



※就労困難状態に該当している場合  
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

# Afiac アフラック

北九州支社 〒802-0005 福岡県北九州市小倉北区界町1-2-16 十八銀行第一生命共同ビル8F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF法推-2016-0052 8月8日



# 納貯連

中学生の「税についての作文」

福岡国税局長賞

## 「災害からの復興と税金」

高須中学校 三年 浦上 琴海



家がある。安全に安心して暮らすことが出来る。学校に行ける。このよ  
うな、普段の私達が当たり  
り前だと思っていること  
に、実は税金が関わってい  
るということを、実体験を通して学ぶことがで  
きた。

夏休み、私は家族で朝倉に出掛けた。毎年、  
お墓参りや観光を兼ねて行くのだが、今年はその  
景色を見て衝撃を受けずにはいられなかった。  
多くの被災者を出した、九州北部豪雨、二二  
ーエスなどでも悲惨な光景を何度も見たが、実際  
にその現場を見たとき、私は思わず涙ぐんでし  
まった。

変わり果てた土地、埋もれた車、崩れた家屋  
や校舎。同じ福岡でこのようになるとなっている  
なんて本当に信じられない気持ちでいっぱいだっ  
た。まるで災害が起こってから、時間が止まってい  
るかのよう。その反面、三連水車やいくつかの  
お店は、早くも何事もなかったかのように稼働  
を再開していて、心を打たれた。朝倉の人々は、  
本当はとてもしんどいはずなのに、笑顔で観光客を  
迎えて下さった。このような光景を見て私は、  
「何もできない自分が情けないなあ。」と思わ  
ず咳いた。すると二人の女性が、  
「あなた達がこうして物を買ってくれたり募金  
をしてくれたりするお陰で、頑張れるんだよ。」  
と声をかけて下さった。本当は、私が朝倉の人々  
を励まさないといけないのに、逆に私が励ま  
されたようで、嬉しいような、申し訳ないような  
気持ちになった。

私も、ほんの気持ちではあるが、朝倉で千円、  
募金をした。しかし、実際に私達の募金だけで  
朝倉の町が復興できるのか気になったので、イン  
ターネットで調べてみた。今回の豪雨での全体の  
被害額は約二〇〇億円、福岡県内だけでも約  
一九〇〇億円だそう。どうすればこんな多額  
なお金を復興に繋げられるのだろうか。募金だ  
けではとてもまかなえそうにない。そこで辿り  
着いたのが税金だった。

### 福岡県教育委員会賞

## 「身近な税」



ある登校途中の出来  
事です。道いっぱいにゴミ  
が散乱し、カラスが数羽  
ゴミをあさっている所に  
僕は出くわしました。  
えさのありかを仲間た  
ちに知らせているかのよう  
に、上空ではカラスが  
「カー、カー」と大きく  
気味の悪い声で鳴いてい  
ます。悪臭が漂い、ゴミで  
足の踏み場もない道を、  
僕は鼻を手で覆いながら  
小走りにかけて行きました。  
朝からすこく嫌な気持ち  
でした。

帰り道、あの道にさしかか  
った時、遠回りをし  
て帰ろうと思ったので  
すが、何と朝の出来事が  
ウソのように、道いっぱ  
いにあったゴミがきれい  
に片づけられていました。  
僕はとても爽快な気分  
で、いつものようにその  
道を通って帰宅しました。

種類があることが分かった。中でも私が特に気  
になったのが、「復興特別税」だ。

「復興特別税」は、「東日本大震災」が起きた  
ことをきっかけに執行され、納税の義務がある  
人全員がこの税金を納めているそう。九州北  
部豪雨の復興はまだまだこれからだが、一人一  
人が納めた税金が大きな力となり、復興に繋がる  
と思うと、税金を納めることになんだか誇りを  
感じた。

税金の種類、用途は多種多様で、それは社会  
の基盤を支えるものだということを知ることが  
できた。子供に納税の義務は無く、当分税金を  
納めることはない。だが、将来は税金を払う立  
場になる。そんな今、正しい知識をもち、能動的  
に学び、税金は義務だから払うではなく、自分  
のため、相互扶助のためだということ胸に、社  
会に貢献していきたい。

石峯中学校 三年 伊藤 奈孝

いつもの時間にゴミ収集車が来て、ゴミを集  
め、散らかった道を掃除してくれたのです。当  
たり前の事なのですが、ここで僕の気持ちを爽  
快にしてくれたのは「税の力」です。

小学校高学年の頃から、社会や道徳の授業  
で、税について学習してきたので、国民が納めた  
税金は、僕達の身近な所で多く生かされている  
事や、僕達の生活とは切っても切り離せない関  
係になっている事を知っています。

僕が体験したゴミの話のように、日常的に起  
こりうる様々な場面で「税」は活躍しています。  
しかし、ゴミ収集車や救急車、消防車が走って  
いるのを見た時、また、教科書で勉強している時、  
「税で支えられている」なんて、ほとんどの人が考  
えていないでしょう。なぜなら「税」はあまりに  
も身近すぎて、当たり前であり、その有難みを

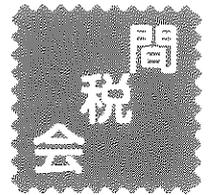
中村 誠 税理士事務所  
税理士 中村 誠  
北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号  
TEL 791-6877  
FAX 791-6877

感じないほど密接になっているからです。

また、僕が考える「納税」は、僕達の貯金のよ  
うであると思います。例えば、僕は欲しい物  
を買うために貯金をします。貯金がたまれば欲  
しい物を買えます。その時、それが必要であるとい  
う明確な理由と、いつまでいくら貯めるとい  
う計画を立てます。それが高額な物であればなお  
さらです。それと同じように、皆が生活を充実  
させたい、豊かになりたい、安全安心に暮らした  
いと思えば、その思いを支える貯金のようなもの  
が不可欠になります。それが僕達が納める「税」  
なのです。

学校の帰り道、気分爽快になったあの時の根  
底には「納税」という皆の貯金があり、また、皆  
の生活を第一に考える充実した社会保障制度の  
おかげだと、改めて思いました。

僕は、僕達の今と未来のために税を納め、  
僕達は僕達の今と未来のために税を活かしてゆ  
く。「税」とは未来がある素晴らしい制度だと思  
いました。



# 「税の標語」優秀作品決まる

間税会では、租税教育推進の観点から「税の標語」の募集活動にも取り組んでいます。

募集は、平成五年から実施していますが、第二十五回目となる平成二十九年年度も、一般財団法人大蔵財務協会の後援の下に昨年九月十日を募集期限として、間税会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその生徒、さらには、インターネットにより広く一般の方を対象にして募集した結果、約四十二万点にのぼる多数の応募がありました。

この応募作品について、厳正な審査を経て、最優秀作品一点、優秀作品四点、佳作作品十一点、合計十五点の優秀作品が決まりました。

## 最優秀賞

使い方 知ろう 学ぼう わたしの税

浜松市立高台中学校 黒崎 円香

## 優秀賞

これからの 日本を支える 消費税

府中市立府中第二中学校 池 涼花

消費税 大人も子供も納税者 みんな築こう 豊かな社会

愛知県豊田市 岩月 隆典

自宅から 申告・納税 e-Tax

群馬県沼田市 金井 則夫

消費税 私も誰かを 支えてる

東洋英和女学院中学部 小山真由子

## 佳作

希望ある 未来のために 消費税

匝瑳市立八日市場第二中学校 赤野 杏奈

公平な 社会の負担 消費税

新潟県新潟市 川上ひろし

明日のため みんなを支える 消費税

練馬区立練馬中学校 川嶋 仁美

一人ひとりの納税を、生かして育て、住みよい社会

岐阜県郡上市 郷戸 晴美

「ありがとう」税を通して 助け合い

町田市立成瀬台中学校 田村 竜司

税金は 正しく理解 正しく納付

群馬県太田市 井上 佳之

間税会 税を通じて 広がる輪

埼玉県さいたま市 川崎 哲也

教え合おう 税への知識と 大切さ

滝川市立江陵中学校 北 翔斗

消費税 私ができる 国作り

山脇学園中学校 佐藤万梨香

未来の日本 支えるみんなの 消費税

墨田区立梅若小学校 渡辺 梨香

平成 31 年 10 月 1 日から消費税率が 10% に !!

◎納税資金の積立目安額が 1.25 倍に増加

⇒納税資金の計画的な積立てを!

《年間課税売上高 5,000 万円の場合》

- ・小売業者の年間納税額 80 万円 ⇒ 100 万円
- ・製造業者の年間納税額 120 万円 ⇒ 150 万円
- ・不動産業者の年間納税額 240 万円 ⇒ 300 万円

## 天空の城と雲海と

らきている。

前号は岩国での花見のこ  
とを書いたが今回は同じ山

お城は市の北端にそびえる臥牛山の頂  
にある。標高五百餘程で地元の人「お  
しろやま」と呼んでいるそうだ。我々は  
到着翌日の早朝ホテルを出て城に向か

陽だが岡山県に足を延ばして天空の城に  
登り、見事な雲海の景観を堪能した。こ

たもの。お城の反対側だからかなり遠回  
りになるがお勧めの撮影スポットだ。さ  
て本番の登城。臥牛山の五合目で下車し  
登城バスで八合目へ。ここから急斜面を  
三十分ほど登る。胸突き八丁の山道だか  
らきつい。励ましあって城郭に到着する  
とみんな達成感に浸っている様子。眼下  
に高梁の街と高梁川が一望でき、この急  
斜面の独立峰が難攻不落の要塞に選ばれ  
た理由が納得できる。

の旅は毎秋の恒例で修学旅行と称して小  
学校の同級生が全国各地から集いのんび  
りとした時間を楽しんでいる。もう十一

回目となるがいつもは十人前後だが十五  
人が参加した。

思うに天空の城こと備中松山城を目玉  
にしたのが効いたらしい。七十過ぎの男

女が険しい山城に登れるかと懸念しない  
でもなかったが、一人の落伍者もなく登

城できた。今どきの高齢者いたって元氣  
で健脚である。

さて、この備中松山城、岡山県の中西  
部の高梁市にある。江戸時代備中松山藩

の城下だった。明治維新の際幕府方につ  
いたので高梁藩と改められ市名もここか

いたので高梁藩と改められ市名もここか

城。これは向いの山の展望台から撮影し

発生する。写真が雲海の中に浮かぶ松山

城。これは向いの山の展望台から撮影し

雲海は九月下旬から四月上旬の早朝に  
発生する。写真が雲海の中に浮かぶ松山

雲海は早朝でないと見られないから  
ぼやきながら日々上り下りしていたのだ

ろう。下山しながらの現代人の感想で

ある。



山頂一带に築かれた城郭は復元整備さ  
れているが天守、二重櫓、土塀の一部は  
重要文化財に指定されている。特に天守  
は現存する山城一の高さだ。殿様も流石  
に高いと思ったのだろう。普段は麓の御  
殿で暮らしていた。そうはいかない並み  
の侍は「すまじきものは宮仕え」なんて  
ぼやきながら日々上り下りしていたのだ  
ろう。下山しながらの現代人の感想で  
ある。

～ 迎春 ～

## 能美雅昭税理士事務所

税理士 能美雅昭

北九州市若松区中川町3番25号

TEL (093) 751-0705

FAX (093) 751-5118

## 近藤邦雄税理士事務所

税理士 近藤邦雄

遠賀郡水巻町頃末南3丁目19番25号

TEL (093) 201-5591

FAX (093) 201-5592

## 小野益博税理士事務所

税理士 小野益博

北九州市若松区桜町3番9号

TEL (093) 751-0551

FAX (093) 751-0551

## 堀江祐治税理士事務所

税理士 堀江祐治

北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号

TEL (093) 741-2765

FAX (093) 741-2761

税理士  
加藤博道

## 加藤博道税理士事務所

〒807-0022 遠賀郡水巻町頃末北一丁目4番1号

TEL 093-202-3560 FAX 093-202-3570

E-mail:kato-hiromichi@tkcnf.or.jp

## 澤田一弘税理士事務所

税理士 澤田一弘

北九州市若松区青葉台西5丁目17番2号

TEL (093) 551-1894

FAX (093) 776-1058